

「アラーム閲覧 WEB」 使用許諾契約

アロックス株式会社（以下「甲」という）が提供する「アラーム閲覧 WEB」（以下「本ソフトウェア」という。）は、お客様（以下「乙」という）が、以下に規定される本ソフトウェアの使用許諾契約（以下「本契約」という。）に同意することを使用条件とする。乙が本ソフトウェアのインストール、または使用をした時点で本契約に同意したものとみなし、甲と乙との間で本契約が有効に成立するものとする。

第 1 条（定義）

本契約中で用いられる以下の用語は、別段の定めのない限り、次の定義による。

(1) 本ソフトウェア

甲が開発し、その権利を保有する「アラーム閲覧 WEB」をいう。また、本ソフトウェアには、本契約有効期間中に甲が乙に提供するバージョンアップ版及びアップデート版が含まれるものとする。

(2) 本ドキュメント

本ソフトウェアの使用に関して、本ソフトウェア以外の資料であって甲が乙に提供する各種資料（電子データも含む。以下同じ。）をいう。また、本ドキュメントには、本契約有効期間中に甲が乙に提供するアップデートされた資料、追加で新たに提供される資料が含まれるものとする。

第 2 条（使用権の許諾）

1. 甲は、乙に対して、本契約を遵守すること、及び甲と乙または甲の販売店と乙が別途締結するアラーム管理システムの保守契約、利用契約（以下「保守・利用契約」という。）を有効に締結していることを条件に、日本国内において、本ソフトウェアを乙の管理するサーバーやパソコン等にインストールし、社内ネットワーク上の端末で使用する権利を許諾する。
2. 前項で許諾される使用権は、譲渡不可、再許諾不可の非独占的なものとする。
3. 乙は、本契約においては、第 1 項により許諾された範囲を超える複製を許諾するものでなく、本ソフトウェアを公衆送信、譲渡、貸与、翻案その他第 1 項の使用態様以外で利用することを許諾するものでないことを確認する。
4. 乙は、自己使用目的で本ソフトウェアを使用するものとし、商用目的で使用することはできないものとする。

第 3 条（権利の帰属）

1. 乙は、本ソフトウェア及び本ドキュメントの著作権、並びに、これらにおいて使用若しくは実施される発明、考案、意匠、ノウハウ若しくは他の知的財産に関する権利（以

下、本条では単に「知的財産権」という。)が、甲に帰属することを確認する。

2. 乙は、本契約の締結、本ソフトウェアの使用許諾によって、本ソフトウェアの知的財産権が、甲から乙に移転することがないことを確認する。

第4条（禁止事項）

乙は、本ソフトウェアに関し、本契約によって認められている場合を除き、甲の事前の同意なく、以下に掲げることをすることはできないものとする。

- (1) 本契約に定められた条件以外で、本ソフトウェアの全部又は一部を複製すること
- (2) 本ソフトウェアの全部又は一部を改変・翻案すること
- (3) 本ソフトウェアのトレース、デバッグ、逆アセンブル、デコンパイル、その他の手段により、本ソフトウェアの構造・機能・処理方法等を解析し、又は、本ソフトウェアのソースコードを得ようとする事、及び、上記各行為を第三者に行わせること
- (4) 本ソフトウェアの全部又は一部を他のソフトウェアに組み込み、又は他のソフトウェアの全部又は一部を本ソフトウェアの一部に組み込むこと
- (5) 本ソフトウェアの著作権表示を削除・改変すること
- (6) 有償・無償を問わず本ソフトウェアを使用する権利を第三者に譲渡・貸与・リース・再使用許諾、その他の方法での移転又は処分すること
- (7) 本ソフトウェアをコンピュータネットワークや社内システムを介して複数の者の間で共有して使用すること
- (8) 本ソフトウェアを日本国外で使用すること
- (9) 本ソフトウェアを商用目的で使用（本ソフトウェアから得られるデータや情報を第三者に提供することを含む。）し、又は第三者をして使用させること
- (10) その他、本契約で明示的に許諾された範囲を超えて本ソフトウェアを利用又は使用すること

第5条（免責、責任の制限）

1. 甲は、本ソフトウェアに関し、乙の特定の目的に適合すること、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権の侵害がないこと、第三者ソフトウェアに依存する部分については常に最新の第三者ソフトウェアに対応する本ソフトウェアを提供すること、及び、本ソフトウェアの使用によって作成されたデータや情報が常に正確であること、について、それぞれ保証を行うものではなく、乙が本ソフトウェアに関連して第三者から申し立てを受けた場合、甲は、その責任を負わない。
2. 乙は、自己の責任において本ソフトウェアを使用し、当該使用によって作成されたデータや情報のバックアップ等の保全措置についても乙の責任と負担で行うものとし、本ソフトウェアの使用（保全措置も含む。）によって乙に損害が生じた場合でも、甲は、その責任を負わない。但し、甲の故意又は重過失による場合はこの限りでない。
3. 前項但書の規定により、甲が乙に対し損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償

すべき損害は、直接かつ現実に被った損害に限られ、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとする。また、甲の乙に対して負担する賠償額は、乙が甲に対して本契約に基づいて支払った使用料の総額を上限とする。

第6条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約により開示され又は知り得た、相手方の技術上若しくは営業上の情報、ノウハウに関する情報、その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、本契約の目的のみに使用し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者にこれらを開示、漏洩してはならない。但し、開示された情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 開示を受けたときに、既に公知であったことを証明し得る情報
 - (2) 開示を受けたときに、既に自己が所有していたことを証明し得る情報
 - (3) 開示を受けた後に、自己の責に帰し得ない事由により公知となったことを証明し得る情報
 - (4) 開示を受けた後に、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明し得る情報
 - (5) 開示の前後を問わず、独自に開発したことを証明し得る情報
2. 甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報を法令に基づき官公庁等から開示を強制された場合、又は紛争が発生した際に裁判所、弁護士その他の紛争解決機関に提示する場合、開示の必要がある最低限の秘密情報に限り、開示できるものとする。但し、この場合、開示に先立って、法令に抵触しない限り、開示者と協議の上、適切な秘密保持の措置を講じなければならない。
3. 甲及び乙は、本契約が終了し、秘密情報が不要となったとき又は相手方からの要請があったときは、遅滞なく返還又は相手方の指示に従うものとする。

第7条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約の一に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されない場合
- (2) 支払停止又は支払不能に陥った場合
- (3) 自ら振り出した手形又は小切手の不渡りを出した場合
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力によりこれらに準ずる処分を受けた場合
- (5) 破産、民事再生、会社更生、若しくは特別清算の申立てを受け、又は自ら申立てを行った場合
- (6) 解散、事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、又は合併の決議をなした場合

- (7) 営業を廃止した場合
- (8) 監督官庁より営業停止命令を受け、又は営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
- (9) 保守・利用契約が解除された場合

第8条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、保守・利用契約の有効期間と同一とする。
2. 前項の規定にかかわらず、保守・利用契約が終了（期間満了、契約解除、その他終了事由を問わない）した場合、当該終了日をもって、本契約も自動的に終了するものとする。また、本契約成立後、保守・利用契約における乙が支払うべき保守・利用料金が、本契約成立時点（乙が本ソフトウェアのインストール、または使用をした時点）における前記保守・利用料金よりも減額された場合、当該減額された日をもって、本契約は自動的に終了するものとする。

第9条（契約終了時の措置）

1. 事由の如何を問わず、本契約が終了した場合、乙は、直ちに本ソフトウェアを消去し、本ソフトウェアの使用を中止しなければならない。
2. 前項の措置に加え、乙は、本ドキュメントを第三者が閲覧、利用出来ない状態にして廃棄するものとする。
3. 乙は、甲が要請した場合、速やかに第1項及び前項に基づく乙の義務が履行されたことを証明する書面を、甲に対して提出するものとする。

第10条（存続条項）

本契約が有効期間満了又は解除により終了した場合であっても、第6条の規定は、その後3年間依然として有効に存続するものとし、第3条、第5条、第9条、本条、第11条3項、第13乃至第15条の規定については、本契約終了後もなお有効に存続する。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在又は将来にわたって、暴力団（暴力団関係企業を含む。）、暴力団員（準構成員を含む。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）、反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、反社会的勢力と併せて、「反社会的勢力等」という。）のいずれにも該当しないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないこと、を表明しこれを保証する。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係を有す

ること

- (4) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明しこれを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 不当要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説流布、偽計又は威力を用い相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 甲及び乙は、相手方が本条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また、自己の債務の履行提供をせずに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができ、被った損害の賠償を請求することができる。なお、解除当事者は当該解除により相手方が受けた損害に対し、何らの損害賠償責任を負わない。

第12条（完全合意）

本契約は、甲乙間の本ソフトウェアの使用に関する唯一かつ全部の合意をなすものであり、本契約に特段の定めがある場合を除き、従前に甲が乙に対して提供した書面、電子メール等に記載された内容並びに口頭での合意が甲又は乙の権利又は義務にならないことを相互に確認する。

第13条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとする。

第14条（裁判管轄）

本契約から生じる一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議解決）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙双方で誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

以上

2022年11月29日

2023年1月12日改訂

